

神戸市公立大学法人理事会規則

2023年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款（以下「定款」という。）第13条の規定に基づき、神戸市公立大学法人理事会（以下「理事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事会は、定款第15条に定めるほか、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学則及び規則の制定又は改廃に関する事項

(2) 教職員の人事に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

2 前項に規定する事項を審議するにあたっては、経営に関する事項については経営協議会、神戸市外国語大学の教育研究に関する事項については教育研究評議会の審議を事前に経なければならない。

(組織)

第3条 定款第13条の定めるところにより、理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(議長)

第4条 定款第14条第3項の定めるところにより、理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、神戸市公立大学法人役員規則（2023年規則第3号）第3条に定める順序により、副理事長がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 定款第14条第7項の定めるところにより、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 理事会の庶務は、法人事務局経営グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、議長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学理事会規程（2007年4月規程第2号）は、廃止する。